最終更新日：2017年5月12日

株式会社島根銀行
取締役頭取　青山泰之
問合せ先：人事財務グループ　0852－24－1238
証券コード：7150
http://www.shimagin.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行では、「1.地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる。2.常に魅力あるサービスを提供し、お客様のニーズに積極的に応える。3.創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくる。」という経営理念のもと、創業来一貫して自主独往の精神を貫き、地域完全密着型の経営を行っております。また、当行グループ会社におきましても、本精神に基づく経営を行っております。

経営理念を実現するためには、経営上の最重要課題の一つであるコーポレートガバナンスの強化・充実を図ることが必要と考えており、その着実な実践により、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーとの信頼関係を確立するとともに透明で効率性の高い企業経営を行うことを基本方針としております。

当行のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、ホームページにて公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４】

当行は、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討しておりますが、現時点で導入に至っておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、引き続き、導入を検討して参ります。

【補充原則１－２－５】

当行は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている方が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討して参ります。

【補充原則３－１－２】

現在、当行の株主における海外投資家の比率は相対的に低いことから、英語での情報開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、検討して参ります。

【原則４－２】

取締役会は、経営会議を通じて経営陣からの提案を受け、上程された提案につき十分に審議しており、また、その実行にあたっては、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。

また、経営陣の報酬について、インセンティブ付けは実施しておりません。当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、今後、継続して検討して参ります。

【補充原則４－２－１】

当行は、経営陣の報酬について、インセンティブ付けは実施しておりません。当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、今後、継続して検討して参ります。

【補充原則４－11－３】

当行は、取締役会全体の実効性を高めるため、随時、必要な対応を図っていますが、現時点で実効性評価については、行っておりません。

取締役会全体の実効性評価については、社外役員ミーティングで評価するなど、実効的な態勢の構築が必要であると考えており、今後、対応を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】

1.政策保有に関する方針

当行は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードの趣旨や、当該株式の価格変動が固有の流動性により財務状況に影響を与え得ることに鑑み、原則新規投資は行わないことを基本方針としております。

また、政策保有株式を保有した場合には、取締役会は定期的に保有意義の検証を行い、政策保有の可否を総合的に判断して参ります。

2.議決権行使に関する基準

当行は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、定量的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、政策保有先及び当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、総合的に検討し賛否を判断して参ります。

【原則１－７】

当行は取締役との間で、利益相反取引を行う場合は、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会の承認決議を得ることとしています。このほか、役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者（二親等内）と、当行との間の取引の有無等を毎年定期的に役員各々に確認しております。
また、役員以外の関連当事者との取引については、当行及び株主共同の利益を害することの無いよう、第三者との取引と同様に承認手続きを実施することとしております。

【原則３－１】
（１）当行は、次のような経営理念及び中期経営計画を公表しております。
＜経営理念＞
1.地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる
2.常に魅力あるサービスを提供し、お客様のニーズに積極的に応える
3.創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくる

＜中期経営計画＞
中期経営計画「次の100年に向かって」は、創業の原点(逼迫した庶民金融への貢献、産業の振興)を再確認のうえ、経営理念の下、次の100年に向かって、継続しての「人材の強化」、「組織の強化」、「営業の強化」、「財務の強化」の４本柱の取組みにより、経営ビジョンの実現を目指します。

（２）当行では、「1.地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる。2.常に魅力あるサービスを提供し、お客様のニーズに積極的に応える。3.創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくる。」という経営理念のもと、創業来一貫して自主独往の精神を貫き、地域完全密着型の経営を行っております。また、当行グループ会社におきましても、本精神に基づく経営を行っております。
経営理念を実現するためには、経営上の最重要課題の一つであるコーポレートガバナンスの強化・充実を図ることが必要と考えており、その着実な実践により、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーとの信頼関係を確立するとともに透明で効率性の高い企業経営を行うことを基本方針としております。
当行のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、ホームページにて公表しております。

（３）取締役の報酬については、株主総会において決定した役員報酬限度額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえ、経営委任の対価として適切であり、かつ株主等に対して説明責任を十分に果すことが可能であることに加え、当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう配慮し、社外役員への諮問を経た上で、公正、透明かつ厳格に取締役会で決定しております。

（４）当行では、社外を含む取締役及び監査役候補者の選任にあたっては、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と高い倫理観等の個人的資質と、性別、年齢、国籍、知見その他取締役会の構成を踏まえた多様性に配慮するとともに、その適格性について、十分な社会的信用等の要素を勘案し、取締役については、社外取締役及び社外監査役への諮問を経た上で、また、監査役については、社外取締役及び社外監査役への諮問と監査役会の同意を経た上で、公正、透明かつ厳格に取締役会において候補者を決定しております。

（５）取締役及び監査役候補者の個々の選任・指名理由に関しましては、「第166期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.shimagin.co.jp/toshi/zaimu/soukaituti.html)

【補充原則４－１－１】
当行は、取締役会において決議を要する事項については、取締役会規程及び取締役会付議等基準細則に規定しており、それらは法令、定款で定められている事項の他、経営上の重要な事項としております。
また、それ以外の業務執行については、職務権限規程にその権限基準を定め、各職位の職務権限を明確にし、意思決定のスピードアップを図っております。

【原則４－８】
当行は、全取締役11名中、既に2名の独立社外取締役を選任しており、当該社外取締役からは、取締役会にて意思決定を行う際の適切な監督・助言を頂いております。また、当行の規模等から総合的に判断して、当行の企業価値の向上を図る上で十分な体制を構築していると考えており、現時点では、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする予定はありません。

【原則４－９】
当行は、社外役員候補者の選任にあたり、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の社外役員の独立性判断基準を勘案し、その独立性・適格性等を慎重に検討するとともに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として決定しております。
＜社外役員の独立性判断基準＞
以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判定します。
1.当行を主要な取引先とする者(＊1)又はその業務執行者
2.当行の主要な取引先（＊2）又はその業務執行者
3.当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(＊3)
4.当行から多額の寄付金を受ける者又はその業務執行者（＊4）
5.当行の主要な株主(＊5)又は業務執行者
6.上記1から5に掲げる者の近親者(二親等以内の近親者をいう。以下同じ)
7.当行又はその子会社の業務執行者の近親者
8.過去１年間において上記1から6のいずれかに該当していた者
（注）
(＊1)当行を主要な取引先とする者
当該者の直近事業年度における年間連結売上高に占める当行宛売上高が10%を超える者をいう。
(＊2)当行の主要な取引先
当行グループの連結貸出金残高の1%を超える貸付を当行グループが行っている者をいう。
(＊3)専門家
当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で1,000万円を超 える財産を得ている者をいう。なお、社外役員に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。

(＊4)多額の寄付金を受ける者
当行グループから過去3年間の平均で1,000万円を超える寄付金を得ている者をいう。
(＊5)当行の主要な株主
当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

【補充原則4－11－1】
当行では、社外を含む取締役及び監査役候補者の選任にあたっては、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と高い倫理観等の個人的資質と、性別、年齢、国籍、知見その他取締役会の構成を踏まえた多様性に配慮するとともに、その適格性について、十分な社会的信用等の要素を勘案し、取締役については、社外取締役及び社外監査役への諮問を経た上で、また、監査役については、社外取締役及び社外監査役への諮問と監査役会の同意を経た上で、公正、透明かつ厳格に取締役会において候補者を決定しております。

【補充原則4－11－2】
取締役及び監査役の兼職の状況については、事業報告「会社役員の兼職の状況」及び有価証券報告書「役員の状況」における略歴に記載しております。
なお、現時点で、他の上場会社の社外役員を兼務している役員はおりません。

【補充原則4－11－3】
当行は、取締役会全体の実効性を高めるため、随時、必要な対応を図っていますが、現時点で実効性評価については、行っておりません。
取締役会全体の実効性評価については、社外役員ミーティングで評価するなど、実効的な態勢の構築が必要であると考えており、今後、対応を進めて参ります。

【補充原則4－14－2】
当行は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たしていくために必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しております。
なお、新任の取締役及び監査役には、就任時において、当行の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき代表取締役又はその指名する取締役から説明を受ける機会を提供しております。

【原則5－1】
当行は、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を以下の通り定め、前向きに取組んで参ります。
1.株主の皆さまとの対話
株主の皆さまからの対話の申込みに対して、取締役会議長を責任者として、積極的に機会の提供を図ります。取締役会議長以外の役員も対話に参加します。
2.建設的な対話を促進するための体制
総合企画グループを株主の皆さまからの対話の申込み窓口とします。また、総合企画グループは、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主の皆さまへ提供する体制を整備します。
3.個別の対話以外の対話手段の充実
株主の皆さまとの対話の一環として、経営情報説明会を実施します。また、経営情報説明会資料やディスクロージャー誌などにより、分りやすい情報開示に努めます。
4.株主意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話の中で把握した意見や懸念は、取締役会議長から経営陣へ適宜フィードバックします。
5.インサイダー情報の管理
重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るため、内部者取引管理規程を定め、周知徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	312,800	5.60
島根銀行職員持株会	287,270	5.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	94,500	1.69
全国保証株式会社	86,900	1.55
富士通株式会社	80,000	1.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,900	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	45,800	0.82
損保ジャパン日本興亜株式会社	45,579	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	44,500	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	44,300	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野　豊明	他の会社の出身者								○			
多々納　道子	学者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野　豊明	○	同氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、長年に亘り中国財務局において財務局所長あるいは検査監理官等として金融関係業務に携わった後に、中国労働金庫の常勤監事も務めるなど、豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場から有益なご助言やご指摘をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。 【独立役員に指定している理由】 一般株主と利益相反取引が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しており

			ます。
多々納　道子	○	島根大学名誉教授、島根大学教育学部特任教授。同氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、長年に亘り島根大学教授として、学内では島根大学教育学部附属小学校長、島根大学教育・学生支援機構生涯教育推進センター長等を歴任し、学外では放送大学島根学習センター客員教員として教育関係の分野に携わるなど、学識経験者としての豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場から有益なご助言やご指摘をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。 【独立役員に指定している理由】 一般株主と利益相反取引が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人との連携状況】
監査役は、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化を図っております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、状況認識の統一を図っております。
【会計監査人と内部監査部門との連携状況】
会計監査人による会計監査における指摘・指導事項の対応について、会計監査の統括部署である人事財務グループと業務監査室が協議の上決定するなど、内部監査と会計監査との連携を図っております。
【内部監査部門と監査役との連携状況】
常勤監査役は、業務監査室が主催する業務監査会議に毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告し、情報の共有化を図っております。また、常勤監査役は、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも適時実施しており、監査結果等についても監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
周藤　滋	弁護士										○			
石原　明男	税理士										○			
岡崎　勝彦	学者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
周藤　滋	○	周藤滋法律事務所弁護士。 同氏と当行との間には預金取引および融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	【社外監査役に選任している理由】 同氏は、弁護士としての専門的知識・経験等を有しており、専門家としての立場から取締役の職務執行の監査を、的確、公正かつ効率的に執行しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外監査役に選任しております。 【独立役員に指定している理由】 一般株主と利益相反取引が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しております。
石原　明男	○	石原明男税理士事務所税理士。 同氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	【社外監査役に選任している理由】 同氏は、税理士としての専門的知識・経験等を有しており、専門家としての立場から取締役の職務執行の監査を、的確、公正かつ効率的に執行しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外監査役に選任しております。 【独立役員に指定している理由】 一般株主と利益相反取引が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しております。
岡崎　勝彦	○	島根大学名誉教授、愛知学院大学大学院教授。 同氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	【社外監査役に選任している理由】 同氏は、学識経験者（大学教授）としての専門的知識・経験等を有しており、専門家としての立場から取締役の職務執行の監査を、的確、公正かつ効率的に執行しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、以上のことから、その職務、職責を適切に果たすことができると判断し、社外監査役に選任しております。 【独立役員に指定している理由】 一般株主と利益相反取引が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当行は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与については現在実施しておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役および監査役、社外監査役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会において決定した役員報酬限度額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえ、経営委任の対価として適切であり、かつ株主等に対して説明責任を十分に果すことが可能であることに加え、当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう配慮し、社外役員への諮問を経た上で、公正、透明かつ厳格に取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際し、取締役会資料については社外取締役及び社外監査役が事前に確認できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役会・役員体制】
当行の取締役会は、提出日現在11名の取締役（うち社内取締役9名・社外取締役2名、男性10名・女性1名）で構成され当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。取締役会は原則として毎月1回とし、その他必要に応じて開催しております。
取締役会の下に、取締役から委任を受け、取締役会の定めた経営方針に基づく主要事項の取組みについて協議・意思決定を行う機関として経営会議を設定し、原則として毎週1回及びその他必要に応じて随時開催しております。同会議においても常勤監査役が出席しております。

【監査役会・監査役】
当行は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、提出日現在4名の監査役（うち3名は社外監査役）から構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの職務執行状況についての報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は経営会議や重要な会議への出席や営業店への往査など実効性のあるモニタリングなどによる業務および財産の状況等の調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

【会計監査の状況】
当行は、有限責任　あずさ監査法人と監査契約を締結しております。
なお、当行と同監査法人または業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員脇田勝裕氏および指定有限責任社員桃原一也氏であり、監査業務にかかわる補助者は公認会計士9名、その他16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、提出日現在4名の監査役（うち3名は社外監査役）から構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、株主総会や取締役会をはじめとする重要な会議へ出席しており、取締役・従業員・会計監査人から職務執行状況について報告を受けております。また常勤監査役は、営業店への往査など実効

性のあるモニタリングなどによる業務および財産の状況等の調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。
　また、社外取締役を経営の意思決定と業務執行に対する監査機能の一層の強化を図ることを目的に選任しており、各社外取締役は、取締役会に出席し、適切な発言を行い、当行の経営に対する独立の立場からの牽制機能を果たしております。
　以上により、社外取締役及び社外監査役による経営の監視が十分機能する体制が確立していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主の交通の利便性を考慮し、開催場所をJR松江駅に近い松江駅前支店5階大会議室としております。また、わかりやすい株主総会とするため、営業の概況等についてビジュアル化し、詳細にわたって説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6会場で「しまぎん経営情報説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに投資家向け情報ページを設け、決算短信やディスクロージャー誌のほか、「しまぎん経営情報説明資料」を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、従来から企業の社会的責任（以下、「CSR」という。）の重要性を強く認識し、CSRへの取組みを「経営理念」の一つとして掲げた上で、この具体的な取組みを経営計画などで明確化し、実効性を確保しております。 その具体的な取組みにおいては、CSRの基本的領域とも言うべき、経済的責任、遵法責任、倫理的責任を果たすべく、収益性・健全性の向上や内部管理態勢の強化などに向けた取組みを着実に実施するとともに、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さま、従業員などのステークホルダーの皆さまからの様々なご期待にお応えできるよう、地域貢献や地域環境の保全など、能動的領域の取組みとも言うべき、社会貢献活動についても従来から積極的に推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行役職員の社会貢献活動に対する意識の更なる醸成に向け「社会貢献活動計画」を策定し、具体的には、地域振興、地域貢献、お客様利便性向上、社会問題、環境問題、職場環境問題の其々の取組項目について、実践に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「しまぎん経営情報説明会」の開催（年1回）、ディスクロージャー誌（年2回）及びミニディスクロージャー誌（年2回）の発行等により常に適切な情報開示を行っております。
その他	【役員への女性の登用状況について】 平成27年6月より女性の社外取締役を1名選任しております。 【女性の活躍推進に向けた取り組みについて】 当行では、女性の活躍推進を重要な経営戦略のひとつとして位置付け、前中期経営計画「元気大集合」において、様々な施策を実践してきたところであります。そして、平成28年1月には、女性の活躍推進にかかる意識・取り組みを更に加速化させていくための行動計画として、「女性活躍アクションプラン ～しまぎんの取り組み～」を策定し、その実践に努めております。同アクションプランにおきましては、女性自身のキャリア意識の向上や女性のキャリア形成支援等に積極的に取り組み、女性役席者の任用を進め、女性役席者比率の数値目標を平成33年3月末までに15.0%とすることを掲げるとともに、定時退行推進宣言の啓蒙・実践、育児短時間勤務制度や男性の育児休業の取得促進等の啓蒙に関する取り組みなどの仕事と家庭の両立支援の推進により、明るく働き甲斐のある職場作りを目指しております。 また、平成28年4月にスタートさせた中期経営計画「次の100年に向かって」におきましても、4本柱のうちのひとつである「人材の強化」において、女性の育成強化・管理職への積極登用を行うとともに、働きやすさを向上させるため、仕事と家庭の両立を実現することを掲げ、その取り組みを継続・強化していくこととしております。なお、取り組みの詳細につきましては、以下のURLをご覧ください。 (http://www.shimagin.co.jp/menu/pdf/katsuyaku_ap.pdf)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

●業務の適正を確保するための体制

当行は「内部統制システムの構築に係る基本方針」について、平成29年3月31日開催の取締役会において、下記のとおり決議しております。

(1) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。
ア．株主総会議事録
イ．取締役会議事録
ウ．経営会議議事録
エ．業務監査会議議事録
オ．株主総会議事録謄本

・前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

(2) 当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。
ア．信用リスク
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
イ．市場リスク
金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
(ア)金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク
(イ)為替リスク
外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
(ウ)価格変動リスク
有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
ウ．流動性リスク
運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク
エ．オペレーショナル・リスク
業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
(ア)事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
(イ)システムリスク
コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
(ウ)法務リスク
法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
(エ)人的リスク
人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク
(オ)有形資産リスク
災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
(カ)風評リスク
風説・風評から顧客やマーケット等において評判が悪化することにより損失を被るリスク

・統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。

・統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。

・経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議においての議論を経て決定する。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。

⑷当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。

・代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

・コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。

・重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。

・組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関(顧問弁護士)を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。

・利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。

・反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。

・監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

・経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

・財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。

・金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。

・内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。

⑸当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
ア. 取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。

・当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。
(ア)信用リスク
与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
(イ)市場リスク
金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産、負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
a. 金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスクで、金融機関からの調達金利の上昇がリース契約等の利率に転嫁できないこと及び、保険事故の増加により動産総合保険料率が変動することにより、利益が低下し損失を被るリスク
b. 為替リスク
外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
c. 価格変動リスク
有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
(ウ)資金リスク
金融機関の融資スタンスの変化からノンバンク向け貸出の規制等で必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること、及び、金融機関の破綻により預金保険制度の保護範囲を超えた部分の資金確保が困難になることにより損失を被るリスク
(エ)オペレーショナル・リスク
業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
a. 事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
b. システムリスク
コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
c. 法務リスク
法令規程等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク
d. 人的リスク
人材の流出・喪失等や士気の低下等により損失を被るリスク

e. 有形資産リスク
災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産(設備什器等)、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により損失を被るリスク
f. 風評リスク
風説・風評から顧客等において評判が悪化することにより損失を被るリスク
イ. 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
ウ. 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。

・当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。

・当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
イ. 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
エ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
オ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
カ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の子会社の被害を最小化する。
キ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
ク. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。
ケ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。

(6)当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことで、取締役会からの独立を確保する。

・監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

(7)当行の監査役への報告に関する体制
・当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制
ア. 取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
この報告としての主なものは以下のとおり。
(ア)コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
(イ)業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
(ウ)重要な会計方針及び会計基準変更
(エ)業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
(オ)内部通報システムの運用及び通報の内容
(カ)行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

・当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
ア. 取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
この報告としての主なものは以下のとおり。
(ア)コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
(イ)業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
(ウ)重要な会計方針及び会計基準変更
(エ)業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
(オ)内部通報システムの運用及び通報の内容
(カ)社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

(8)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。

(9)当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10)その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。

・監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。

・監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。

(2)当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。

(3)当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営会議を52回、取締役会を15回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。

・取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。

・取締役は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。

(4)当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。

・コンプライアンスに関する研修を20回開催し、不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。

(5)当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。

・子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。

(6)当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。

(7)当行の監査役への報告に関する体制
・当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。

・当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。

・当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。

(8)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。

(9)当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役の職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。

(10)その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。

・業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。

・会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況
(1)反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方(基本方針)
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に対応します。
・反社会的勢力との取引防止や関係遮断、不当要求排除にあたっては警察等の外部専門機関と連携して対応します。
・反社会的勢力に対し平素より取引防止や関係遮断に取組み、不当要求には一切応じません。
・反社会的勢力による不当要求があった場合は、法的措置も辞さず、断固たる態度で対応します。
・反社会的勢力に対する裏取引や不適切な便宜供与および資金提供は行いません。
(2)反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

・統括部署を業務管理グループ、同グループ担当役員を責任者とし、営業店における反社会的勢力への対応は法令遵守責任者（部店長）が関係遮断・取引の未然防止に関わる統括責任者とし、別途不当要求防止責任者を任命しております。
・警察署や暴追センターなど、外部専門機関との連携を図っております。また必要に応じて顧問弁護士の意見も参考にする体制としております。
・情報を入手した場合、可能な範囲で事実関係を調査した上で情報を統括部署へ報告します。統括部署は報告および公知情報取得の都度速やかに「反社会的勢力情報データベース」（以下「反社DB」という）を更新し、全営業店職員が端末機にて照会できるようにしています。また、当該「反社DB」の内容は関係会社とも情報共有を図っています。さらに、全銀協が平成22年4月稼動を開始した「反社会的勢力情報共有データベース」が保有する反社情報等の取得により、当行の反社情報と併せ、質・量のボトムアップを図っております。
・反社会的勢力による被害を未然に防止するための基本方針と取組みについて「反社会的勢力対応規程」を定め運用しております。またコンプライアンスマニュアルにおいても反社会的勢力への対応について明示し、周知・徹底を図っております。
・反社会的勢力への対応について継続的に研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当行では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示態勢の概要】

当行では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけ、ステークホルダーへの公正かつ適時適切な情報提供を通じ、当行への真の理解の促進を図ることを目的として「情報開示規程」を定めております。

適時開示体制の基本方針としましては、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下、「上場規程」という。）に適時開示の目的として定められている「投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。」を基本としたうえで、株主等に与える情報としての重要性を勘案し、開示を行うこととしております。

そのため、開示する事項を「法定開示および法定開示に準ずる情報」「上場規程に定める適時開示が求められる会社情報」として、開示に関する担当者や責任者、統括部書を明確にしてこれらの役割や権限を明確にし、公表すべき情報は適時に公表しております。

特に業種の特性上発生する頻度の高い「債権の取立て不能または取立遅延」に関しては、年度ごとに軽微基準を明確にし、関連する情報把握部署に周知徹底を行い、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認しております。そして、開示担当部署は、資料内容を基に、開示基準の適否・適時性等を十分に検討したうえで所定の手続を経て、職務権限規定に基づく承認（経営会議）を受けて適切に開示を行っております。

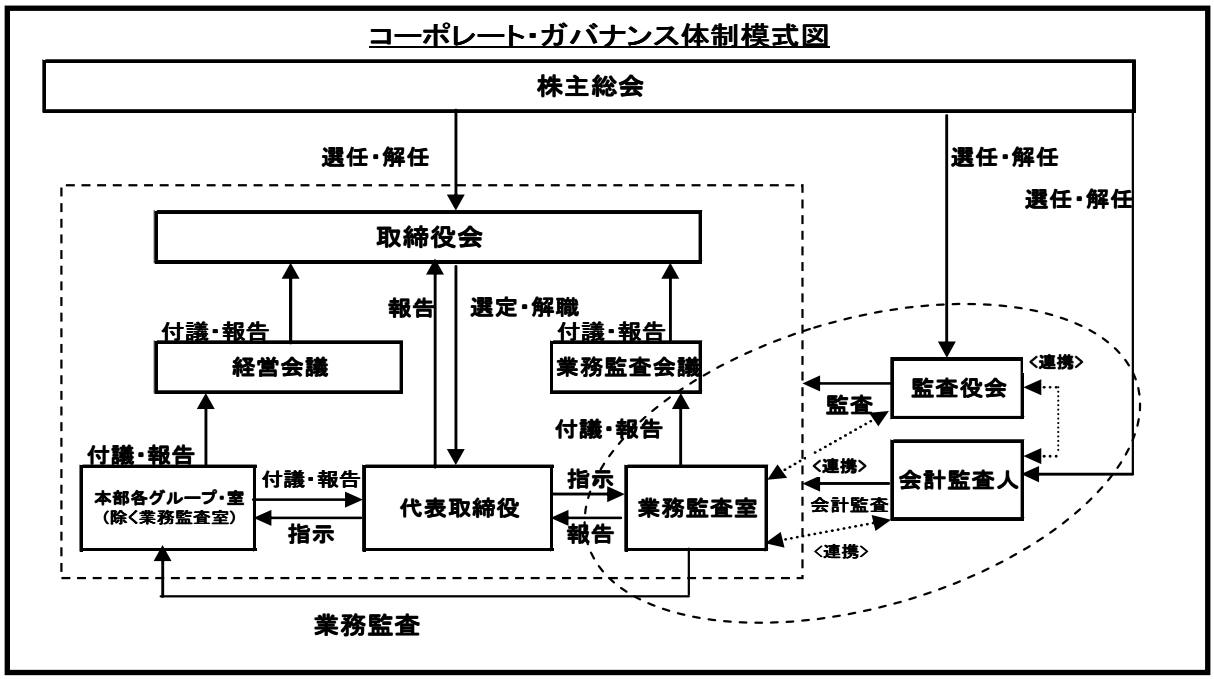

統合的リスク管理態勢図

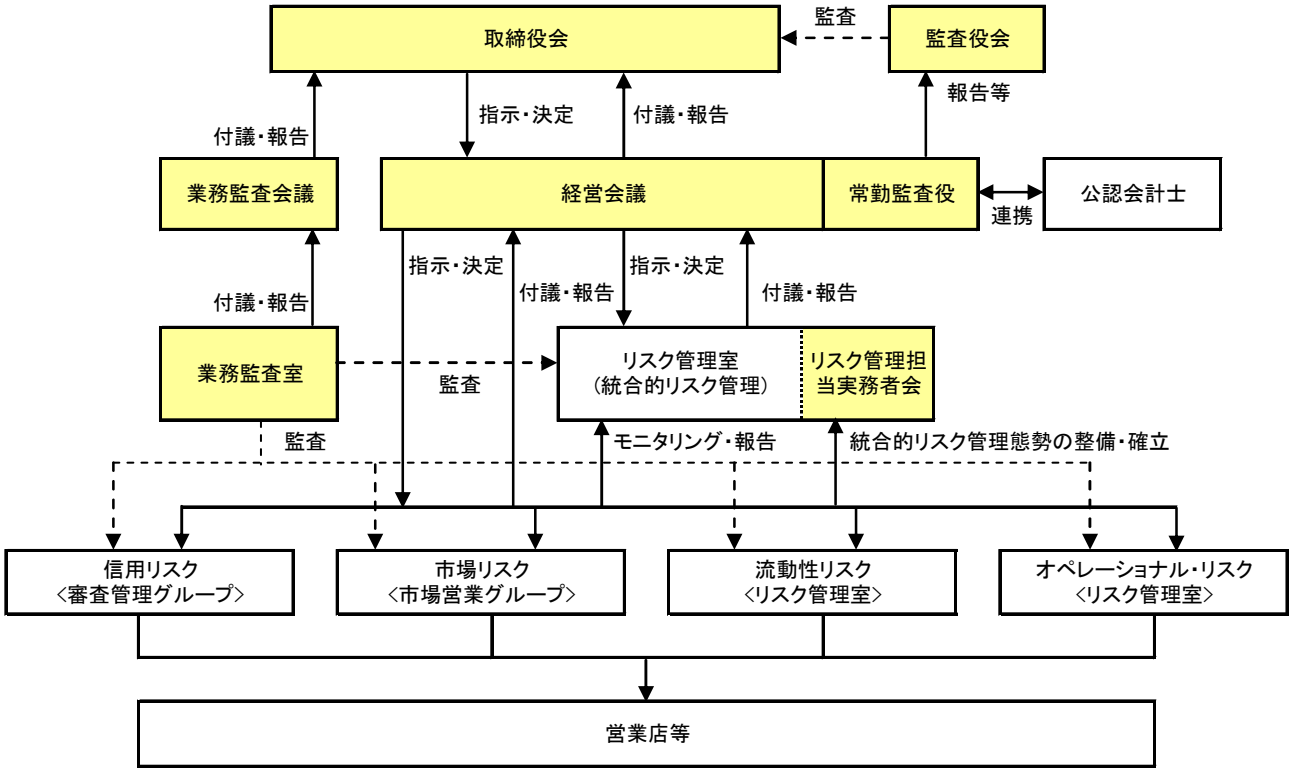

適時開示体制の概要

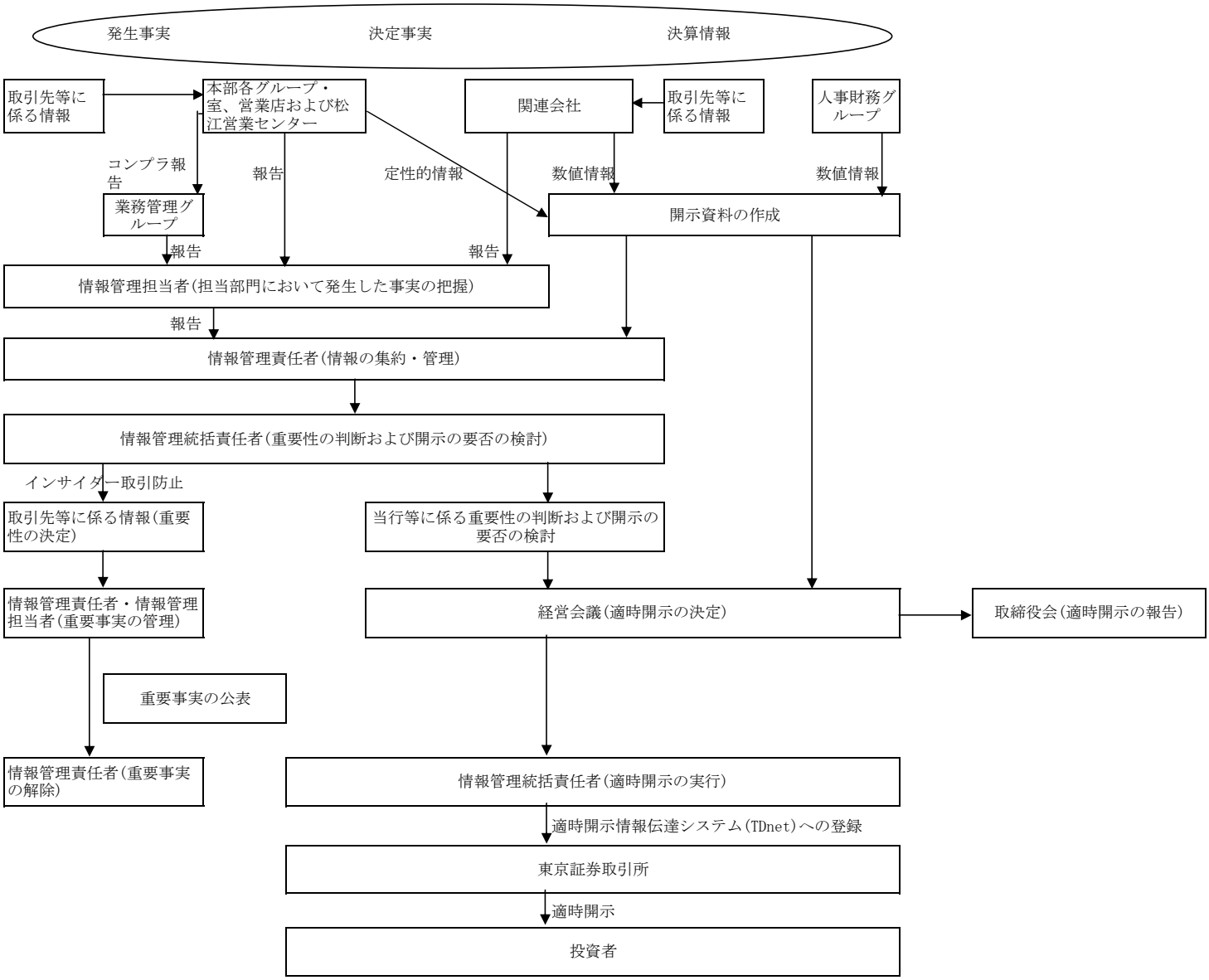
発生事実
決定事実
決算情報
取引先等に係る情報
本部各グループ・室、営業店および松江営業センター
関連会社
取引先等に係る情報
人事財務グループ
コンプラ報告
報告
定性的情報
数値情報
数値情報
業務管理グループ
開示資料の作成
報告
報告
情報管理担当者(担当部門において発生した事実の把握)
報告
情報管理責任者(情報の集約・管理)
情報管理統括責任者(重要性の判断および開示の要否の検討)
インサイダー取引防止
取引先等に係る情報(重要性の決定)
当行等に係る重要性の判断および開示の要否の検討
情報管理責任者・情報管理担当者(重要事実の管理)
経営会議(適時開示の決定)
取締役会(適時開示の報告)
重要事実の公表
情報管理責任者(重要事実の解除)
情報管理統括責任者(適時開示の実行)
適時開示情報伝達システム(TDnet)への登録
東京証券取引所
適時開示
投資者